

第8回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

主要な事業内容	1 頁
主要な営業所	1 頁
新株予約権に関する事項	2 頁
会計監査人に関する事項	4 頁
業務の適正を確保するための体制及び 運用状況に関する事項	5 頁

連結計算書類

連結持分変動計算書	8 頁
連結注記表	9 頁

計算書類

株主資本等変動計算書	24 頁
個別注記表	25 頁

本内容は、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。なお、監査役及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、「第8回定時株主総会招集ご通知」に記載された内容と本内容とで構成されております。

事業報告

主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

区分	主な事業内容
ネイル事業	ネイルサロンの運営
メディア事業	ビジョン広告

主要な営業所 (2021年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区
店舗	関東エリア 44 (注)
	東海エリア 7
	関西エリア 4 (注)
	中国エリア 2
	九州エリア 1

(注) フランチャイズ店舗を除いて記載しております。

新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第 1 回新株予約権
発行決議の日	2015年 6月30日
新株予約権の数	1,450個（注） 1
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	3 名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 14,500株（注） 5
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	460円（注） 2、 5
新株予約権の行使期間	2017年 7月 1 日～2025年 6月30日
新株予約権の主な行使条件	（注） 3

- （注） 1． 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は10株であります。
但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
- 2． 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。
調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。
$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$
- 3． 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。
但し、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
 - ② 1 個の新株予約権の一部を行使することはできない。
 - ③ 新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、新株予約権の行使の時点において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員またはこれらに準じる地位若しくは従業員（契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。）の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
 - ④ 新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
 - (1) 新株予約権者が、破産手続開始または民事再生手続開始の申立を受け、または自らこれらのうちのいずれかの手続開始を申し立てた場合
 - (2) 新株予約権者が、当社の子会社の就業規則第46条各号に規定する事由に該当した場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合
 - (3) 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社または当社の子会社が営む事業と同一の事業または直接・間接に競業する行為（当該事業または行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者またはコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合

- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (1) 当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）または外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日（同日を含まない。）までの間は、新株予約権を行使することができない。
 - (2) 当該上場日から起算して1年間は、割当てを受けた本新株予約権の25%に相当する数以下の新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 当該上場日の1年後の応当日から起算して1年間は、割当てを受けた新株予約権の50%に相当する数以下の新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (4) 当該上場日の2年後の応当日から起算して1年間は、割当てを受けた新株予約権の75%に相当する数以下の新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (5) 当該上場日の3年後の応当日以降は、割当てを受けた新株予約権のすべてを行使することができる。
- 但し、当該上場日以降であって、新株予約権の行使期間が残り1年末満である場合には、新株予約権者は、前記（1）乃至（4）にかかわらず、その保有する新株予約権のすべてを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）または外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正または廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正または廃止することができるものとする。
- ⑥ 前号の規定にかかわらず、新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A) L.P.（以下併せて「本組合」という。）がある時点において保有する当社株式のすべてを第三者に譲渡する旨の契約が締結されかつ、当該契約が実行される場合（当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡または処分がなされる場合を含む。以下「本エグジット」という。）であって、本組合から請求があった場合には、当該請求の日から5営業日の間（但し、本エグジットの実行日までに限る。）は、新株予約権者は保有する新株予約権のすべてを行使することができるものとする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、かつ、当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。但し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
 - ④ 新株予約権を行使することのできる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
（注）2に準じて決定する。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使条件並びに新株予約権の取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）3に準じて決定する。
新株予約権の取得事由及び取得の条件は、当社取締役会の決議により定める日が到来することをもって、当該日まで本新株予約権者に対して既に交付した新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

5. 当社は、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整しております。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,300千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況に関する事項

当社は業務の適正を確保するための体制として、2015年11月17日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行い、その後の改定を経て、2019年5月15日の取締役会にて一部改定いたしました。

現在、改定後の基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っており、その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる。
- ② 当社は、法令違反等その他コンプライアンスに関する早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置する。
- ③ 代表取締役は、内部監査人を指名し、定期的に内部監査を実施し、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。
- ④ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用する。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報について、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
- ② 個人情報を含む情報資産を適切に保護するための対策を実施し、情報資産の管理を徹底する。
- ③ ディスクロージャリー体制の強化により、迅速な情報開示に努めるとともに、経営の健全性と透明性を確保する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に基づき「コンプライアンス委員会」が事業遂行に関わるリスクについて、適切に識別し、管理するために必要な措置を講じる。
- ② 不測の事態が発生した場合には速やかに「コンプライアンス委員会」を招集し、迅速かつ適切な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うために、適宜、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を行う。
- ② 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度ごとの利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行する。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の経営成績その他の重要な事項について、当社へ定期的に報告を求める。
- ② 当社の取締役会は、「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の経営に関わる重要な事項を審議及び意思決定する。

- ③ 当社子会社の取締役は、当社の取締役会及び経営会議で決定された方針に基づき、所管する業務を執行する。
- ④ 当社は、企業理念及び「企業倫理規程」に定める企業行動基準に基づき、当社及び当社子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。
- ⑤ 原則として毎年2回、内部監査人が当社子会社に対して業務監査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役（会）が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。
- ② 監査役（会）の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査役（会）の意見を尊重した上で行うものとし、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役（会）が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役（会）に報告する。
- ② 監査役は、定例重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができる。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ② 監査役（会）は、会計監査人、内部監査人と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携して会社の内部統制状況を監視する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化する。

(11) 反社会的勢力への対応

- ① 関係規程、マニュアル等を整備し、管理部を統括部署として、反社会的勢力の排除を推進する。
- ② 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士など、外部専門機関との密接な連携関係を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適正な運用に努めております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する事項

当事業年度において、取締役会を17回開催し、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされており、実効性が確保されております。

(2) コンプライアンスに関する事項

当社は、定期的に「コンプライアンス委員会」を開催するとともに、内部通報窓口を設置して、問題の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

(3) リスク管理に関する事項

当社は、リスク管理規程に基づき、「コンプライアンス委員会」が事業遂行に関わるリスクについて整備を行うとともに、活動状況に関し、適宜取締役会に対して報告を行っております。

(4) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」に基づいて、子会社の状況について当社に報告させる体制としており、コンプライアンスの管理及びリスク管理をグループ全体に浸透させ、コーポレート・ガバナンスの実効を図っております。

(5) 監査役監査に関する事項

常勤監査役は、取締役会のほか、各委員会等に出席し、必要に応じ適宜意見を述べております。また内部監査人と定期的に情報交換を行っており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

連結持分変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	親会社の所有者 に帰属する持分 合計	資 本 合 計
2020年4月1日残高	92,708	658,376	251,680	△40	1,002,724	1,002,724
当 期 損 失	－	－	△216,784	－	△216,784	△216,784
そ の 他 の 包 括 利 益	－	－	－	－	－	－
当 期 包 括 利 益 合 計	－	－	△216,784	－	△216,784	△216,784
新 株 の 発 行	2,279	826	－	－	3,105	3,105
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△26	△26	△26
株 式 報 酬 取 引	－	81	－	－	81	81
所有者による拠出及び 所有者への分配合計	2,279	907	－	△26	3,159	3,159
所有者との取引額合計	2,279	907	－	△26	3,159	3,159
2021年3月31日残高	94,987	659,283	34,896	△67	789,099	789,099

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

《連結注記表》

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「ＩＦＲＳ」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、ＩＦＲＳで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 連結子会社の数 | 1 社 |
| (2) 連結子会社の名称 | (株)femedia |

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法

(I) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

なお、当連結会計年度末日において、公正価値で測定する金融資産は保有しておりません。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(iii) 減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

(iv) 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または金融資産を譲渡しほとんどすべてのリスクと経済価値が他の企業に移転した場合にのみ、金融資産の認識を中止しております。金融資産の認識の中止に際しては、資産の帳簿価額と受取ったまたは受取可能な対価との差額を純損益として認識しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

なお、当連結会計年度末日において、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は保有しておりません。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

(iii) 認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった場合にのみ、金融負債の認識を中止しております。金融負債の認識の中止に際しては、金融負債の帳簿価額と支払われたまたは支払う予定の対価の差額は純損益として認識することになります。

(II) 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積コストを控除して算定しております。

(2) 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

(I) 有形固定資産

有形固定資産の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去に係る原状回復費用及び資産計上すべき借入費用が含まれております。有形固定資産で、それぞれ異なる複数の重要な構成要素を識別できる場合は、別個の有形固定資産として会計処理しております。有形固定資産は処分時点、もしくは使用または処分により将来の経済的便益が期待でなくなった時点で認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得または損失は、正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益として認識しております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物附属設備 3 ～ 15年
- ・工具、器具及び備品 2 ～ 6 年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用されます。

(Ⅱ)のれん

のれんは、支配獲得時の公正価値で測定された取得対価、支配獲得時の公正価値で再測定された既保有持分、及び被取得企業の非支配持分の合計（以下「対価の総額」という。）から、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の支配獲得時の公正価値の純額を差し引いた残額により認識しております。非支配持分は、企業結合ごとに、公正価値または被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配持分の比例的持分として測定しております。この対価の総額が被取得企業の識別可能な純資産の公正価値を下回る場合、その差額は純損益として認識しております。

当初認識後、のれんは償却を実施せず、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。

のれんが配分された資金生成単位または資金生成単位グループ内の事業を処分する場合は、処分される事業と関連するのれんは当該事業の帳簿価額に含めて、利得及び損失を計算しております。

この場合、のれんは、より合理的な方法がある場合を除いて、処分される事業と存続する資金生成単位との価値の比率に基づき測定しております。

(Ⅲ)無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日時点の公正価値で測定しております。無形資産には、耐用年数を確定できるものとできないものがあります。耐用年数を確定できる無形資産を当初認識後、当社グループは原価モデルを適用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。耐用年数を確定できない無形資産は、耐用年数を確定できるようになるまでの間、取得原価から減損損失累計額を控除した額で計上しております。内部創出の無形資産は資産化の基準を満たすものを除き、発生時に関連する支出を費用として認識しております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により各期に配分しております。見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを実施しており、修正が必要と判断された場合は会計上の見積りの変更として、将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ ソフトウェア 5 年

耐用年数を確定できない無形資産は、以下のとおりであります。

- ・ 商標権

商標権「ファストネイル」は事業が継続する限りは法的に継続使用できるため、耐用年数を確定できないと判断し、償却しておりません。

無形資産は、処分した時点、またはその使用もしくは処分により将来いかなる経済的便益も期待されなくなった時点で認識を中止しております。当該資産の正味の処分対価と帳簿価額との差額は、認識が中止された時点で純損益として認識しております。

(Ⅳ) リース

契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。リース負債は残存リース料の現在価値で測定し、使用权資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用权資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(Ⅴ) 減損

① 有形固定資産、使用权資産及び無形資産の減損

当社グループは、期末日に、有形固定資産、使用权資産及び無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を検討しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しております。また耐用年数を確定できない、もしくは未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず毎年一定の時期に減損テストを実施しております。

回収可能価額の見積りにおいて、個々の資産の回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。資金生成単位とは、他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループをいいます。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しております。

使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは評価日における貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額は減損損失として純損益で認識しております。

② のれんの減損

のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分し、毎年一定の時期及びその資金生成単位に減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額は減損損失として純損益で認識しております。

資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まず資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額から減額するように配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するよう配分しております。

③ 減損の戻入

のれんに関連する減損損失は、戻入れておりません。

その他の資産については、過年度に認識した減損損失は、期末日ごとに減損となった原因が消滅または減少している可能性を示す兆候の有無を検討しております。減損の戻入の兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っております。回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額から必要な償却費または減価償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失の戻入を実施することになります。

(3) 重要な引当金の計上基準

過去の事象の結果として、現在の法的または推定的債務が存在し、当社グループが当該債務の決済をするために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務の金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、引当金を認識しております。

引当金の貨幣の時間価値が重要な場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた割引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

引当金の説明は以下のとおりであります。

・資産除去債務

賃借事務所・建物・店舗等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別具体的に勘案して資産除去債務を見積り、認識・測定しております。

(4) 収益の計上基準

当社グループでは、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、ネイルサロンの運営を中核事業にしており、サービスの提供時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該サービス提供時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引きなどを控除した金額で測定しております。

(5) 従業員給付

当社グループは、退職金制度はありません。

永年勤続表彰制度に基づく報奨金及び有給休暇等のその他の長期従業員給付並びに短期従業員給付に対する債務は、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて見積られる将来給付額を12ヶ月以内の金額に対しては割引計算を行わず、12ヶ月を超える金額に対しては現在価値に割引くことによって算定しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準を適用しております。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第3号	企業結合	事業の定義の明確化
IFRS第16号（改訂）	リース	新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免の会計処理に関する実務上の便法を追加
IAS第1号 IAS第8号	財務諸表の表示 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	重要性の定義の明確化

上記基準書の適用による連結計算書類に与える重要な影響はありません。

表示方法の変更に関する事項

（会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

1. 有形固定資産、使用権資産及び無形資産の耐用年数及び残存価額の見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 71,046千円

使用権資産 309,238千円

無形資産 491,724千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「5. 会計方針に関する事項(2) 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法(I)(Ⅲ)(Ⅳ)」に記載の通りであります。

2. ネイル事業の有形固定資産・使用権資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 71,046千円

使用権資産 309,238千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、ネイル事業を営むため、店舗の内装設備などの有形固定資産を保有しており、資金生成単位は、各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

当連結会計年度において、連結注記表の連結損益計算書に関する注記事項「減損損失に関する注記」に記載している通り、使用価値を回収可能価額として、減損損失18,078千円を認識しております。

①の金額の算出方法は、連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「5. 会計方針に関する事項(2) 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法(V)」に記載の通りであります。

新型コロナウイルス感染症による影響については、2022年3月末までに概ね改善するものの、コロナ禍前の水準まで回復するにはさらに一定の期間を要するものと仮定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済環境への影響が変化し、収益予測及び利益予測の仮定が大きく異なった場合には、翌連結会計年度において追加の減損損失を計上する可能性があります。

3. ネイル事業ののれん・無形資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 650,260千円

無形資産 491,724千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、ネイル事業ののれん、商標権を保有しております。

当連結会計年度において、減損テストを実施した結果、減損損失を認識しないと判断しました。

①の金額の算出方法は、連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「5. 会計方針に関する事項(2) 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法(V)」に記載の通りであります。

新型コロナウイルス感染症による影響については、2022年3月末までに概ね改善するものの、コロナ禍前の水準まで回復するにはさらに一定の期間を要するものと仮定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済環境への影響が変化し、収益予測及び利益予測の仮定が大きく異なった場合には、翌連結会計年度において減損損失を計上する可能性があります。

4. 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 128,465千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上しております。

税務上の繰越欠損金は、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症により減収減益となったことで生じたものです。この税務上の繰越欠損金については、決算日における将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて、将来の税負担を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。将来の収益力に基づく課税所得見込みは、経営者の承認を得た事業計画に基づいております。

新型コロナウイルス感染症による影響については、2022年3月末までに概ね改善するものの、コロナ禍前の水準まで回復するにはさらに一定の期間を要するものと仮定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済環境への影響が変化し、収益予測及び利益予測の仮定が大きく異なった場合には、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

5. 引当金の認識・測定

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

引当金 39,343千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「5. 会計方針に関する事項(3)重要な引当金の計上基準」に記載の通りであります。

6. 金融商品の公正価値

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

その他の金融資産 148,874千円

借入金 880,000千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「5. 会計方針に関する事項(1)重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法(Ⅰ)」に記載の通りであります。

7. 従業員給付

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
その他の非流動負債 12,396千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「5. 会計方針に関する事項(5)従業員給付」に記載の通りであります。

8. 収益の認識・測定

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
売上収益 1,616,004千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「5. 会計方針に関する事項(4)収益の計上基準」に記載の通りであります。

9. リース負債の測定

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
リース負債 322,263千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「5. 会計方針に関する事項(2)重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法(Ⅳ)」に記載の通りであります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金
その他の金融資産566千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額153,250千円
3. 有形固定資産の減損損失累計額
減価償却累計額に含めて表示しております。
4. 財務制限条項等
借入金のうち、2019年9月25日に株式会社みずほ銀行と締結した金銭消費貸借契約（当連結会計年度末残高130,000千円）及び2020年5月に取引銀行2行と締結したコミットメントライン契約には、以下の条項が付されております。
① 金銭消費貸借契約
・各年度末日における連結財政状態計算書上の資本の部（純資産）の金額を前期比80％以上に維持すること
・各年度末日における連結財政状態計算書上の「のれん＋商標権」の金額を、同日における本件債務の残高金額以上とすること。なお、本件債務の残高金額が「のれん＋商標権」の金額を上回った場合、当該差額相当の本件債務を各年度末日から4ヶ月後の応当日までに本件債務の弁済に充当すること
② コミットメントライン契約
・第2四半期末日及び年度末日の連結財政状態計算書上の資本の部（純資産）の金額をプラスに維持すること

連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する注記

減損損失の計上

(単位：千円)

セグメント	種類	金額
ネイル事業	有形固定資産	4,152
	使用権資産	13,926
	計	18,078

すべての減損損失は事業資産から生じたものであり、連結損益計算書の「その他の費用」で計上しております。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当 連 結 会 計 年 度 期 首	増	加	減	少	当 連 結 会 計 年 度 末
普 通 株 式	2,243,510株	6,750株			－株	2,250,260株

(注) 普通株式の発行済株式総数6,750株の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 21,950株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

① 信用リスク

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。当社グループの営業債権は、主としてクレジットカード会社及びテナントとして出店しているショッピングモールに対するものであり、発生日の翌月に回収されます。なお、当社グループは、単独の相手先またはその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。報告期間の末日現在で期日が経過しているが、減損していない金融資産はありません。なお、担保として保有している資産はありません。

② 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

③ 金利リスク

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入費用に大きく影響いたします。これは、当社グループの借入金が主に変動金利による借入金であるためです。当社グループは、借入条件を適時に見直すことにより金利変動リスクの低減を図っております。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

当連結会計年度の末日における金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。なお、帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
償却原価で測定する金融資産		
その他の金融資産	148,874	151,082
金融負債		
償却原価で測定する金融負債		
長期借入金（注）	330,000	330,000

(注) 1 年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

上記の金融商品の公正価値の主な測定方法は、以下のとおりであります。

(その他の金融資産)

主として、敷金及び保証金により構成されており、契約期間に応じて国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により、公正価値を見積っております。

(長期借入金)

元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法により、公正価値を見積っております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり親会社所有者帰属持分	350.68円
基本的 1 株当たり当期損失	96.46円

重要な後発事象に関する注記

(コミットメントライン契約の更新及び延長)

当社が2020年5月に締結したコミットメントライン契約の契約期間は1年間ですが、新型コロナウイルス感染症は依然として収束の目途が立たない状況であることから、当該契約を更新及び延長いたしました。

契約締結先	株式会社みずほ銀行	株式会社りそな銀行
借入極度額	300,000千円	200,000千円
契約締結日	2021年5月19日	(契約の延長)
契約期間	2021年6月から1年間	2021年6月から1年間
契約形態	個別相対方式	個別相対方式
担保	無担保・無保証	無担保・無保証
財務制限条項	事業年度(第2四半期を含む)の連結決算における純資産の部の金額をプラスに維持すること	事業年度(第2四半期を含む)の連結決算における純資産の部の金額をプラスに維持すること

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2021年5月19日開催の取締役会において、2021年6月30日開催予定の第8回定時株主総会に「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」を付議することを決議いたしました。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社に現在生じております繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の財務戦略上の柔軟性を確保することを目的としております。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少する資本金の額

2021年5月19日現在の資本金の額100,506,958円のうち50,506,958円を減少し、50,000,000円といたします。

② 資本金の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少額50,506,958円をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の要領

① 減少する資本準備金の額

2021年5月19日現在の資本準備金の額95,506,957円を全額減少し、0円といたします。

② 資本準備金の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額のみを減少し、減少額95,506,957円をその他資本剰余金に振り替えます。

(4) 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に増加したその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたします。

① 減少する剰余金の項目及びその額：その他資本剰余金 709,013,915円

② 増加する剰余金の項目及びその額：繰越利益剰余金 709,013,915円

(5) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 取締役会決議日 | 2021年5月19日 |
| ② 定時株主総会決議日 | 2021年6月30日（予定） |
| ③ 債権者異議申述公告日 | 2021年7月8日（予定） |
| ④ 債権者異議申述最終期日 | 2021年8月10日（予定） |
| ⑤ 効力発生日 | 2021年8月11日（予定） |

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新株予約権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計				
					繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	92,708	87,708	563,000	650,708	△447,740	△447,740	△40	295,636	8,930	304,566
事業年度中の変動額										
新 株 の 発 行	2,279	2,279	－	2,279	－	－	－	4,557	－	4,557
当 期 純 損 失	－	－	－	－	△334,450	△334,450	－	△334,450	－	△334,450
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△26	△26	－	△26
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)	－	－	－	－	－	－	－	－	△1,372	△1,372
事業年度中の変動額 合 計	2,279	2,279	－	2,279	△334,450	△334,450	△26	△329,920	△1,372	△331,291
当 期 末 残 高	94,987	89,987	563,000	652,987	△782,191	△782,191	△67	△34,283	7,558	△26,725

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

《個別注記表》

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品、原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備 3 ～15年
工具、器具及び備品 3 ～ 6 年
- ② 無形固定資産 定額法
のれん 10年
商標権 10年
ソフトウェア 5 年
- (4) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度に基づき、会員へ付与したポイントの利用に備えるため、過去の実績を基礎にして当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- 長期勤続給付引当金 従業員の長期勤続に対する報奨金の支給に備えるため、将来の報奨金支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (5) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に係る注記

（会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) ネイル事業の有形固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

建物附属設備 26,440千円

工具、器具及び備品 482千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、ネイル事業を営むため、店舗の内装設備などの有形固定資産を保有しており、資金生成単位は、各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

各店舗に著しい経営環境の悪化を認識した場合、店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候を把握しており、減損損失の認識及び測定は、経営者が承認した事業計画に基づく各店舗の割引前将来キャッシュ・フローの見積りを使用しております。減損の兆候が把握された店舗については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

これにより、当事業年度において、有形固定資産の減損損失を1,722千円計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症による影響については、2022年3月末までに概ね改善するものの、コロナ禍前の水準まで回復するにはさらに一定の期間を要するものとの仮定に基づき見積もっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済環境への影響が変化した場合には、翌事業年度において追加の減損損失を計上する可能性があります。

(2) ネイル事業ののれん、商標権の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 186,358千円

商標権 113,867千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、ネイル事業ののれん、商標権を保有しております。

当事業年度において、ネイル事業は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を強く受けており、経営環境の著しい悪化が見られることから減損の兆候があると判定しましたが、経営者が承認した事業計画に基づき、ネイル事業の資産グループが獲得する割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれん及び商標権の帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しないと判断しました。

新型コロナウイルス感染症による影響については、2022年3月末までに概ね改善するものの、コロナ禍前の水準まで回復するにはさらに一定の期間を要するものとの仮定に基づき見積もっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済環境への影響が変化した場合には、翌事業年度において減損損失を計上する可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 96,829千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、個別注記表「7. 税効果会計に関する注記」に記載している通り、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上しております。

税務上の繰越欠損金は、当事業年度において、新型コロナウイルス感染症により減収減益となったことで生じたものであります。この税務上の繰越欠損金については、決算日における将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて、将来の税負担を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。将来の収益力に基づく課税所得見込みは、経営者の承認を得た事業計画に基づいております。

新型コロナウイルス感染症による影響については、2022年3月末までに概ね改善するものの、コロナ禍前の水準まで回復するにはさらに一定の期間を要するものと仮定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済環境への影響が変化し、収益予測及び利益予測の仮定が大きく異なった場合には、翌事業年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

121,845千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

1,025千円

(3) 財務制限条項等

借入金のうち、2019年9月25日に株式会社みずほ銀行と締結した金銭消費貸借契約（当事業年度末残高130,000千円）及び2020年5月に取引銀行2行と締結したコミットメントライン契約には、以下の条項が付されております。

① 金銭消費貸借契約

- ・各年度末日における連結財政状態計算書上の資本の部（純資産）の金額を前期比80%以上に維持すること
- ・各年度末日における連結財政状態計算書上の「のれん＋商標権」の金額を、同日における本件債務の残高金額以上とすること。なお、本件債務の残高金額が「のれん＋商標権」の金額を上回った場合、当該差額相当の本件債務を各年度末日から4ヶ月後の応当日までに本件債務の弁済に充当すること

② コミットメントライン契約

- ・第2四半期末日及び年度末日の連結財政状態計算書上の資本の部（純資産）の金額をプラスに維持すること

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,385千円
営業外収益	11,766千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	84株
------	-----

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	△2,567千円
敷金及び保証金	7,892千円
長期前払費用	2,127千円
長期勤続給付引当金	2,181千円
有形固定資産	7,784千円
繰越欠損金	81,663千円
その他	6,909千円
繰延税金資産 小計	105,988千円
評価性引当額	△9,159千円
繰延税金資産 合計	96,829千円
繰延税金資産の純額	96,829千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	△15.24円
(2) 1株当たり当期純損失	148.81円

10. 重要な後発事象に関する注記

(コミットメントライン契約の更新及び延長)

当社が2020年5月に締結したコミットメントライン契約の契約期間は1年間ですが、新型コロナウイルス感染症は依然として収束の目途が立たない状況であることから、当該契約を更新及び延長いたしました。

契約締結先	株式会社みずほ銀行	株式会社りそな銀行
借入極度額	300,000千円	200,000千円
契約締結日	2021年5月19日	(契約の延長)
契約期間	2021年6月から1年間	2021年6月から1年間
契約形態	個別相対方式	個別相対方式
担保	無担保・無保証	無担保・無保証
財務制限条項	事業年度（第2四半期を含む）の連結決算における純資産の部の金額をプラスに維持すること	事業年度（第2四半期を含む）の連結決算における純資産の部の金額をプラスに維持すること

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2021年5月19日開催の取締役会において、2021年6月30日開催予定の第8回定時株主総会に「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」を付議することを決議いたしました。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社に現在生じております繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の財務戦略上の柔軟性を確保することを目的としております。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少する資本金の額

2021年5月19日現在の資本金の額100,506,958円のうち50,506,958円を減少し、50,000,000円といたします。

② 資本金の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少額50,506,958円をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の要領

① 減少する資本準備金の額

2021年5月19日現在の資本準備金の額95,506,957円を全額減少し、0円といたします。

② 資本準備金の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額のみを減少し、減少額95,506,957円をその他資本剰余金に振り替えます。

(4) 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に増加したその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたします。

① 減少する剰余金の項目及びその額：その他資本剰余金 709,013,915円

② 増加する剰余金の項目及びその額：繰越利益剰余金 709,013,915円

(5) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 取締役会決議日 | 2021年5月19日 |
| ② 定時株主総会決議日 | 2021年6月30日（予定） |
| ③ 債権者異議申述公告日 | 2021年7月8日（予定） |
| ④ 債権者異議申述最終期日 | 2021年8月10日（予定） |
| ⑤ 効力発生日 | 2021年8月11日（予定） |